

令和4年度

# 運営諮問会議報告書



令和5年4月

独立行政法人国立高等専門学校機構

鈴鹿工業高等専門学校

# 目 次

## ○令和 4 年度 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議

- 1 令和 4 年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議委員名簿
- 2 令和 4 年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議次第
- 3 配付資料一覧
- 4 令和 4 年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議議事概要
- 5 参考資料
  - (1) 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

## 令和4年度 運営諮問会議委員名簿

### 【学外委員】

氏 名	現 職 等	区 分
ワカハラ アキヒロ 若原 昭浩	豊橋技術科学大学 副学長（高専連携担当）	高等教育機関 及び研究機関等
ツルハラ キヨシ 鶴原 清志	三重大学 理事・副学長（教育担当）	高等教育機関 及び研究機関等
スズキ コウジ 鈴木 宏治	鈴鹿医療科学大学 副学長	高等教育機関 及び研究機関等
コバヤシ シゲキ 小林 茂樹	SUZUKA産学官交流会 副会長 株式会社SANKEI 専務取締役	産業界及び 地方公共団体等
タキモト カズヒロ 瀧本 和彦	株式会社百五総合研究所 理事（コンサルティング事業部部长）	産業界及び 地方公共団体等
スギノ コウジ 杉野 浩二	鈴鹿市 副市長	産業界及び 地方公共団体等
コナカ トシカツ 小中 敏克	鈴鹿高専テクノプラザ 会長 旭電気株式会社 取締役顧問	本校卒業生
ヤマダ ヨウイチ 山田 洋一	鈴鹿市中学校長会 会長 千代崎中学校 校長	本校に関する 学識及び経験
カワキタ ケンジ 川北 賢治	鈴鹿工業高等専門学校教育後援会 会長	本校に関する 学識及び経験

（敬称略）

### 【学内委員】

氏 名	現 職 等
タケシゲ モトム 竹茂 求	鈴鹿工業高等専門学校 校長
スエツグ マサヒロ 末次 正寛	鈴鹿工業高等専門学校 副校長
シモフルヤ ヒロシ 下古谷 博司	鈴鹿工業高等専門学校 教務主事（校長補佐）
ナカモト チョウキ 仲本 朝基	鈴鹿工業高等専門学校 学生主事（校長補佐）
ハヤシ ヒロシ 林 浩士	鈴鹿工業高等専門学校 寮務主事（校長補佐）
ヒライ ノブミツ 平井 信充	鈴鹿工業高等専門学校 研究主事（校長補佐）
タノエ タケヒロ 田添 丈博	鈴鹿工業高等専門学校 専攻科長（校長補佐）
サカイ タカシ 坂井 崇	鈴鹿工業高等専門学校 事務部長

## 令和4年度 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議次第

日 時：令和5年3月10日(金)

14時00分～16時00分

場 所：鈴鹿工業高等専門学校

生物応用化学科棟3階

第3合併講義室

1. 開 会
2. 配付資料の確認及び日程説明
3. 校長挨拶
4. 出席者紹介
5. 議 事
  - (1) 鈴鹿工業高等専門学校の概要について
  - (2) 第4期中期目標/中期計画/令和4年度 年度計画に対する自己点検評価報告書について
  - (3) 鈴鹿高専数理・データサイエンス・AI 教育プログラム報告
  - (4) 意見交換
6. 閉 会

## 【配付資料一覧】

1. 運営諮問会議次第
2. 座席表
3. 運営諮問会議規則
4. 自己点検評価・改善委員会実施要項
5. 自己点検評価基準
6. 運営諮問会議委員名簿
7. 自己点検評価報告書
8. 2022年度 鈴鹿工業高等専門学校 自己点検評価
9. 議事報告資料

## 令和4年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議議事概要

### 校長挨拶

校長から今会議開催の背景及び主旨について説明があった。続いて、出席委員の紹介が行われた。

議事に先立ち、運営諮問会議規則第4条により、竹茂校長が議長に選出された。

### 議事

#### (1) 鈴鹿工業高等専門学校の概要について

校長から、高専と本校の概要及び学生の活躍等に関する説明があった。

#### (2) 4つの分野について

末次副校長から、入学者の確保、教育の改善、学生支援、社会との連携について説明があった。

#### (3) 鈴鹿高専数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて、

田添専攻科長から、数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて説明があった。

#### (4) 意見交換（○運営諮問委員、●鈴鹿高専）

○ 現在、基本的な油圧、空圧等のアクチュエーターに関する基礎的な教育はしているか

● 令和2年度の入学生から従来の機械工学の他にメカトロ系のコースのような形で、4年生にアクチュエーター工学、5年生に電気電子回路や制御系を加えて数値解析の教育をしている。

○ 鈴鹿高専では『ChatGPT』の対応や研究はしているのか

● 電子情報工学科では学生の工学実験等ですぐに最新技術を取り入れるようにしており、ChatGPTなどの最新技術も取り入れて授業している。

○ 令和3年度の運営諮問会議の意見に対しての進行状況や成果について

● 後日ご報告することとし、3/28付けにて各委員へ報告した。

○ 語学力の向上を目指したネイティブによる少人数英語教育について

● 2006年度から現在に至るまで行われており、3年生を対象に1クラスを到達度別に4分割して、それぞれにネイティブの先生が付き、10人ぐらいで授業を行っている。会話主体の授業となっており、プラクティス、ペアワーク、グループワークを繰り返し実践的な英会話を行っており、学生のコミュニケーション能力を高める上でも非常に重要な授業と考えている。

○ 女性教職員の採用、活躍の場の提供について

● 鈴鹿高専は女性教員が他高専に比べてかなり多いが分析はできていない。ただし採用に関してはインターンシップで学生に現場を知ってもらうことが有効的であること、活躍の場の提供に関しては女性の出産・育児等のシステムがうまくいっていると仕事を継続するケースがあると考えている。

○ 外部からの侵入者、事件への対応策について

● 監視カメラの常設や、安全衛生委員会にて定期的な校内の危険個所の巡回、課外活動支援員による巡回を実施している。

○ 令和元年から令和2年の原級留置者あるいは退学者の減少について

● 校長の方針に従い、再試験をするだけでなく、再試験前に補講を実施したり、それぞれの教員が努力し、フォローしていることが減少の結果となっている。

- 地域の企業と卒業生の共同した経済企業就職者の促進事業の具体的な取り組みについて
- 鈴鹿高専のキャンパスの中に企業の研究室（産学官協働研究室）を設置しており、企業の課題を教員と学生が企業の技術者と一緒に研究し、学生も自分の能力が企業へ貢献できることを実感できる。まず学生に魅力ある企業が地元にあるということと、それをよく分からせるシステムが重要であり、本校では産学官協働研究室を、全国展開しようと考えている。
  
- 半導体人材育成の構想について
- 現在カリキュラムを作成しているが、他に良い教材があれば利用するように考えている。また学生がインターンシップを体験したり、教員と企業の方との交流を深めて、会社見学等に行き、ディスカッションして、こういった人材が必要かヒアリングして、改善に活かそうと考えている。
  
- スタートアップで市町と鈴鹿高専が連携する場合について。
- 基本的には全学的に行う必要があるが、まずは全体システムの窓口の電子情報工学科長の箕浦先生へご相談をお願いした。
  
- DX と GX について
- DX については、社会実装と教育を2年程行っており、実際、企業からの課題を学生のやり方で解決、提案という形をとっている。今後も学生と企業の実際の課題と教育を結び付けていく形で取り組むことを検討している。GX についてはテーマの難易度によって、2年生の『デザイン基礎』か、4年生の『創造工学』か5年生の『卒業論文』で対応できるか検討している。
  
- 採用試験の時に生徒側も、どのような分野が得意かを実務に即して、面接で言っていたきたい
- 学生たちがよりアピールできるように今後も指導していく予定である。
  
- 学習教育目標達成のアンケートのところで、意欲の項目が低めなことについて
- 今後対策を検討する予定である。
  
- 科研費の申請率は今後どのあたりを目標としているか
- 申請率だけでなく、今後は採択率や質を上げることを目標に考えている。

# 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

〔平成 27 年 12 月 9 日〕  
規則第 100 号

## 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

### (設置)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の学校運営の充実・発展に資することを目的として、運営諮問会議（以下「諮問会議」という。）を置く。

### (任務)

第 2 条 諮問会議は、次の各号に掲げる事項について、校長の諮問に応じて審議・評価し、校長に対して提言、助言又は勧告等を行う。

- (1) 本校の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (2) 本校の教育研究活動等の状況について、本校が行う点検・評価に関する重要事項
- (3) その他本校の運営に関する重要事項

### (組織)

第 3 条 諮問会議は、校長が委嘱した次の各号に掲げる若干名の委員で組織する。

- (1) 学外委員
  - ア 高等教育機関及び研究機関に在職する者
  - イ 産業界及び地方公共団体等の関係者
  - ウ 本校の卒業生
  - エ その他本校に関し学識及び経験を有する者
- (2) 学内委員
  - ア 校長
  - イ 副校長
  - ウ 事務部長
  - エ その他校長が必要と認めた主事

2 前項第 1 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議長)

第 4 条 諮問会議に議長を置き、校長をもってあてる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

### (諮問会議の開催)

第 5 条 諮問会議は、校長が招集する。

- 2 諮問会議は、少なくとも年 1 回開催するものとする。
- 3 諮問会議は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 4 諮問会議が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

### (守秘義務)

第 6 条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た情報を漏えいしてはならない。



(庶務)

第7条 諮問会議の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、諮問会議が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年12月9日から施行する。
- 2 鈴鹿工業高等専門学校外部評価委員会規則(平成16年9月6日制定鈴鹿工業高等専門学校規則第67号)は、廃止する。